

国自整第127号
平成18年3月2日
改正 国自整第16号
平成20年4月24日
改正 国自整第138号
平成23年3月25日
改正 国自整第430号
平成28年3月28日
改正 国自整第1号
令和2年4月1日
改正 国自整第274号
令和6年3月28日
改正 国自整第264号
令和7年3月31日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて

自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者及び優良自動車整備事業者に対する行政処分等の基準については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成18年3月2日付け国自整第126号）（以下「処分基準通達」という。）において示され、平成18年4月1日より施行することとされたところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので、今後、本取扱いにより適切に処理されたい。

記

1 用語の定義

この通達で用いる用語については、処分基準通達に定めるところによるものとする。

2 「1 通則」関係

(1) 「1 通則」(1)の認証事業者の事業の停止命令又は認証の取消しを行うときは、別添1（認証の停止命令の例）又は別添2（認証の取消の例）を参考とするも

のとする。訪問特定整備等の違反を伴う認証事業者の事業の停止命令を行うときは別添15（訪問特定整備等の違反を伴う認証の停止命令の例）を参考とするものとする。また、文書警告又は改善命令を行うときは、別添3（認証の警告書の例）又は別添4（改善命令書の例）を参考とするものとする。この場合において、改善命令書は、警告書より厳しい「改善が図られない場合には、認証の取消しを行う」等の文書表現を含むものとする。

- (2) 「1 通則」(1)の保安基準適合証等の交付の停止命令又は指定の取消しを行うときは、別添5（保安基準適合証及び保安基準適合標章並びに限定保安基準適合証の交付の停止の例）又は別添6（指定の取消の例）を参考とするものとする。また、指定事業者の文書警告又は是正命令を行うときは、別添7（指定の警告書の例）又は別添8（是正命令書の例）を参考とするものとする。この場合において、是正命令書は、警告書より厳しい「改善が図られない場合には、指定の取消しを行う」等の文書表現を含むものとする。
- (3) 「1 通則」(1)の自動車検査員の文書警告又は解任命令を行うときは、別添9（検査員の警告書の例）又は別添10（解任命令書の例）を参考とするものとする。
- (4) 「1 通則」(1)の優良認定事業者の文書警告又は優良認定の取消しを行うときは、別添11（優良認定の警告書の例）又は別添12（優良認定の取消の例）を参考とするものとする。
- (5) 運輸支局管内全ての事業場について、事業の停止命令又は保安基準適合証等の交付の停止命令を行うときは、別添13（認証の全事業場の停止命令の例）又は別添14（保安基準適合証及び保安基準適合標章並びに限定保安基準適合証の全事業場の交付の停止の例）を参考とするものとする。
- (6) 「1 通則」(1)の口頭注意、文書警告の別については、次表のとおりとする。
なお、地方運輸局長による文書警告は、過去2年以内に行政処分等（口頭注意を除く。）を受けていない場合には、運輸支局長（運輸監理部長及び陸運事務所長を含む。）による文書警告とすることができるものとする。

事業の種類	上段：当該事業場の違反点数の合計 下段：口頭注意又は文書警告の別		
	1点～5点 (事業場の設備及び従業員等に 係る違反がない場合に限る。)	1点～5点 (左欄以外の場合)	6点～9点
認証事業者	口頭注意	地方運輸局長による文書警告	
指定事業者	1点～9点 (事業場の設備、技術及び管理組 織に係る違反がない場合に限 る。)	1点～9点 (左欄以外の場合)	10点～19点
	口頭注意	地方運輸局長による文書警告	

優良認定事業者	1点～9点 (事業場の設備、技術及び管理組織に係る違反がない場合に限る。)	1点～9点 (左欄以外の場合)	10点～89点
	口頭注意	地方運輸局長による文書警告	

- (7) 「1 通則」(1)の口頭注意は、事業者監査において、監査担当者から整備事業者に対して行うこととする。
- (8) 「1 通則」(2)の行政処分等を行うべき違反事項及び違反点数は、認証事業者については別表1に、指定事業者については別表2に、優良認定事業者については別表3に定める。
- (9) 「1 通則」(3)の行政処分審査委員会における行政処分等の量定の加重等の取扱いは、次によるものとする。
- ① 法令違反の内容について社会的影響等が大きい場合には、違反点数の合計を2倍に加重することができるものとする。
 - ② 前号のほか、行政処分等を行おうとする違反事項について、故意・過失等の高度な判断を要する場合であって委員長が必要と認めるときは、別表1、別表2及び別表3並びに第5項(3)の適用に関し、その取扱い（違反点数に係る変更を除く。）を決定することができるものとする。
- (10) 「1 通則」(3)の行政処分審査委員会における審査状況については、年度分を取りまとめ、翌年度4月末日までに物流・自動車局自動車整備課あて報告するものとする。
- (11) 「1 通則」(3)の行政処分審査委員会は、自動車技術安全部長、自動車技術安全部次長、担当課職員等により地方運輸局の組織（体制）に応じて構成するものとし、その設置要領については地方運輸局において作成するものとする。

3 「2 違反点数の取扱い」関係

- (1) 「2 違反点数の取扱い」(2)の累積点数については、以下のとおり取り扱うこととする。
- ① 「3 認証事業者の行政処分」(3)②により、事業の停止を命じたときは、認証事業者に係る累積点数及び指定事業者に係る累積点数は、処分の終了日をもって消滅するものとする。
 - ② 「4 指定事業者の行政処分」(3)②により、保安基準適合証等の交付の停止を命じたときには、指定事業者に係る累積点数は、処分の終了日をもって消滅するものとする。
 - ③ 認証又は指定の取消し（廃止）があったときは、当該事業場に係る累積点数は、①及び②により消滅するときまで、又は、違反事実を確認した最終監査日から2年を経過するときまで、当該事業者に累計するものとする。
 - ④ 認証事業者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業を

承継した法人は、相続、合併又は分割前の事業場の累積点数（認証事業者に係るものに限る。）を承継するものとする。

⑤ 認証事業者が事業を譲渡したときは、譲受人は、譲渡人の事業場の累積点数（認証事業者に係るものに限る。）を承継するものとする。

(2) 「2 違反点数の取扱い」(1)①の違反点数の適用に当たっては、別表1～3に関し、以下のとおり取り扱うこととする。

① 違反事項について、該当する具体的違反事例が複数あるときは、そのうちの最も違反点数の高いものを適用する。

② 備考欄に記載のある場合は、①にかかわらず、備考欄を適用する。

(3) 「2 違反点数の取扱い」(1)③及び(2)②でいう「過去1年以内」、「過去2年以内」及び「累計期間」の起算日は、違反事実を確認した最終監査日とする。

4 「3 認証事業者の行政処分」関係

(1) 「3 認証事業者の行政処分」の「組織的悪質性が認められる場合」とは、複数の事業場を持つ事業者の内部組織である経営管理部門、人事部門、サービス部門または整備統括管理部門の責任者若しくは責任者を補佐する者であって、かつ、複数事業場に指示できる立場の者が違反行為を意図的に指示していた場合、違反行為を行う蓋然性を認識しながら違反行為を生じさせるような指示をしていた場合、違反行為若しくはこれを証するものを隠蔽していた場合、違反行為を繰り返し行っていた場合又は違反行為を知りながら黙認していた場合をいう。

(2) 「3 認証事業者の行政処分」の「違反行為が社会的問題となる悪質な行為」とは、例えば、懲役又は罰金等の罰則の適用を受け社会から問題視されることや、その不正行為が一般社会に対して被害や損害を与える等悪影響を及ぼしたものという。

5 「4 指定事業者の行政処分」関係

(1) 「4 指定事業者の行政処分」の「組織的悪質性が認められる場合」とは、4(1)と同様とする。

(2) 「4 指定事業者の行政処分」の「違反行為が社会的問題となる悪質な行為」とは、4(2)と同様とする。

なお、以下の場合も含むものとする。

① 点検整備及び検査を実施せず（一部未実施を含む。）に保安基準適合証を交付した自動車が当該未実施に起因する事故を起こした場合

② 保安基準不適合状態のままで保安基準適合証を交付した自動車が保安基準不適合状態に起因する事故を起こした場合

(3) 「4 指定事業者の行政処分」(5)については、当該車両が当該違反行為に起因する事故に至っておらず、自動車検査員の故意以外の場合において、次の違反のとき又は指定事業者の行政処分等が口頭注意若しくは文書警告のときは、「4 指定事業者の行政処分」(5)⑥及び別表2の規定にかかわらず文書警告とするこ

とができるものとする。

なお、2(6)により当該指定事業者の処分を運輸支局長による文書警告とした場合には、自動車検査員についても運輸支局長による文書警告とすることができるものとする。

- ① 「4 指定事業者の行政処分」(5)①～⑤に該当する場合（不正改造車2台以上に対して保安基準に適合する旨の証明を行った場合及び2台以上について不正改造を実施した場合を除く。）であって、過去2年以内に文書警告に該当する法令違反がなかったとき。
 - ② 違反内容が検査の一部未実施（検査機器の許容能力を超える自動車を当該検査機器で検査した場合又は、審査事務規程と異なる方法で検査を行い保安基準適合性の判定ができていない場合を含む。）であって、過去2年以内に同種法令違反がなかったとき。
- (4) 自動車検査員に係る行政処分等は、他の自動車検査員に対し法令違反を指示する等、直接法令違反を行っていない自動車検査員も対象とするものとする。
- (5) 違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められ、かつ、自動車検査員が「4 指定事業者の行政処分」(5)②～④に該当する場合において、当該自動車検査員が行った違反行為を自主申告することにより、当該事業者の法令違反の解明に寄与し、かつ、当該自動車検査員の悪質性が低いと認められる場合は、当該自動車検査員に対し解任命令に代わり文書警告とすることができまするものとする。ただし、違反行為に起因する事故が発生している場合はこの限りではない。

6 「6 その他」関係

改善報告は、事業者に対して、改善状況について処分終了日から1ヶ月以内に報告するよう指導するものとする。

附則（平成20年4月24日付け 国自整第16号）

1. この通達は、平成20年5月1日以降に行われた違反行為に適用する。

ただし、次の改正規定は平成20年8月1日以降に行われた違反行為に適用する。

- (1) 第2項第6号の改正規定
- (2) 第5項第1号の改正規定
- (3) 第5項第2号を削り、同項第3号を改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とする改正規定
- (4) 別表1
 - ①法29条を加える改正規定
 - ②法90条の改正規定
 - ③法91条-1項の改正規定
 - ④法91条-3項の改正規定

- ⑤法 91 条の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項-4] の改正規定（備考欄に係るものを除く。）
- ⑥法 91 条の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項-7] に「③整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備」を加える改正規定
- ⑦法 91 条の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項-9] を加える改正規定
- ⑧法 94 条の 5 の改正規定
- ⑨法 99 条の 2 の改正規定
- ⑩法第 100 条を改め、同条を「法 100 条-2 項」とし、同項の前に「法 100 条-1 項」を加える改正規定

(5) 別表 2

- ①法 94 条の 3-1 項 [優良規則 5 条及び 6 条] に「⑨法令の規定を遵守する体制でない」を加える改正規定
- ②法 94 条の 3-1 項 [指定規則 2 条] を加える改正規定
- ③法 94 条の 5-1 項の改正規定（違反事項欄が「適合証交付自動車の点検整備又は検査上の瑕疵」に限る。）
- ④法 94 条の 5 の 2-1 項の改正規定
- ⑤法 94 条の 6-1 項の改正規定
- ⑥法 94 条の 6-2 項の改正規定
- ⑦法 94 条の 8-1 項の改正規定（具体的違反事例欄が「②自賠責保険証明書が提示されていないにもかかわらず適合証交付」に限る。）
- ⑧法第 100 条を改め、同条を「法 100 条-2 項」とし、同項の前に「法 100 条-1 項」を加える改正規定

(6) 別表 3

- ①法 94 条-4 項 [優良規則 7 条-2 号] に「⑨法令を遵守する体制でない」を加える改正規定
- ②法第 100 条を改め、同条を「法 100 条-2 項」とし、同項の前に「法 100 条-1 項」を加える改正規定

2. この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成 23 年 3 月 25 日付け 国自整第 138 号）

- 1. この通達は、平成 23 年 7 月 1 日以降に行われた違反行為に適用する。
- 2. この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成 28 年 3 月 28 日付け 国自整第 430 号）

本改正規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 2 年 4 月 1 日付け 国自整第 1 号）

- 1. この通達は、令和 2 年 4 月 1 日以降に行われた違反行為に適用する。ただし、

別表 1 中、違反条項欄「則第 62 条の 2 の 2 - 1 項-9」中の備考欄の「不正改造の実施を依頼等した場合又はペーパー車検若しくは不正改造状態で車検を依頼等した場合」及び違反条項欄「法第 94 条の 5」に掲げる処分については、令和 2 年 7 月 1 日以降に行われた違反行為に適用する。

2. この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則（令和 6 年 3 月 28 日付け 国自整第 274 号）

1. この通達は、令和 6 年 10 月 1 日以降に行われた違反行為に適用する。
2. この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則（令和 7 年 3 月 31 日付け 国自整第 264 号）

1. この通達は、令和 7 年 6 月 30 日以降に行われた違反行為に適用する。
2. この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例によるものとする。